

特別複写許可申請書について

「特別複写許可申請書(3ページ)」の提出が必要な複写申込みは次の場合です。

- ・複写物の使用目的が「調査研究の用に供するため」以外の複写
- ・憲政資料室・古典籍資料室所蔵資料のうち一部特別の扱いを要する資料の複写
- ・著作権者の許諾を受けて行う複写

以下に該当する場合は、複写申込みと同時に**郵送**で下記送付先に提出してください。

※調査研究目的で著作権者の許諾書がある場合を除いて、NDL-OPAC からの申込みはできません。

ホームページの申込方法「郵送」をご覧ください。

複写物の使用目的が「調査研究の用に供するため」以外

(対象)

- ・薬事、特許、特許・意匠審査、裁判手続きのための複写
- ・著作権法第 42 条の複写(立法又は行政の目的のための内部資料とするため)
- ・図書館の蔵書にするための複写

※蔵書とする場合の複写許可には、次の条件が付されます

- ・複写物の複写については、著作権の目的となっているものは、著作権法を遵守して行うこと。
- ・上記のほかは、貴館の定める資料利用規則によって行うこと。

憲政資料室・古典籍資料室所蔵資料など、特別の扱いを要する資料(マイクロは除く)

(対象)

1. 東京本館・憲政資料室が所蔵している資料

※複写を許可する場合には、次の条件が付されます。

- ・複写物の利用に際しては、名誉、プライバシーその他人権の保護に十分配慮すること

・憲政資料の原資料

国立国会図書館のウェブサイトの「リサーチ・ナビ」内の「憲政資料<旧蔵者>50音順索引」のページに掲載されている憲政資料各文書(資料形態欄に「マイクロフィルム」とあるものと、複製欄に「マイクロフィルム」または「冊子複製版」との表記があるものは除く)

<http://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/kensei-kyuzosha.php>

・日本占領関係資料の原資料

「Hans H. Baerwald Papers」(請求記号:BAE)

・日系移民関係資料の原資料

資料名に個人名が入っているもの(請求記号が NDLC またはアルファベットのみのもものを除く、ただし VE11、VE12、VE101、VE109 は対象に含む)

「栗原自然科学研究所」

請求記号に国名が入っているもの(例:移(一)-ブラジル-34)

2. 東京本館・古典籍資料室が所蔵している資料

- ・原資料からの全文複写
- ・貴重書・準貴重書等の原資料からの複写(全文複写・部分複写とも)


国立国会図書館ウェブサイトの「リサーチ・ナビ」内「古典籍資料の概要」のページに掲載されている資料の内、事前申請が「要」となっているもの。

<http://rnavi.ndl.go.jp/oldmaterial/entry/collection.php>

郵送用資料複写申込書、特別複写許可申請書の送付先

国立国会図書館関西館 文献提供課 複写貸出係
〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台 8-1-3
お問い合わせ用電話番号:(0774) 98-1313

■特別複写許可申請書<記入例>

特別複写許可申請書		No. _____
国立国会図書館長殿		2012年 1月 5日
下記の条件に異存ありませんので、特別複写の許可をお願いいたします。		
記	氏名又は 機関名・責任者名	精華 太郎 
1. この申請書に記載した使用目的以外に使用しないこと。	住所又は所在地	京都府相楽郡精華町 精華台 8-1-3 電話 98-1313 (0774)
2. 申請者は、マイクロフィルムに撮影する場合には、ネガ・フィルムを国立国会図書館に寄贈すること。	1. 複写資料名 及び請求記号	半刊例時報 2117号 (22-90)
3. 複写に伴い資料の解体、修復、複製本等を必要とする場合には、その経費は、申請者が負担すること。	2. 複写物の使用目的	裁判手続に使用
4. 国立国会図書館の許可なくして複写物を譲渡し、又は複製して利用しないこと。	3. 複写物の種類及び部数	電子式複写 1部
5. その他	4. その他	

・「複写物の使用目的」は、郵送用資料複写申込書と同じ目的をご記入ください。

・「複写資料名(当館請求記号)」は、一枚にすべてをご記入いただくか、一覧にまとめた別紙(書式は問いません)を同封してください。

・「氏名又は機関名・責任者名」は、申込者氏名をご記入ください。蔵書にするための複写の場合には、図書館名をご記入ください。

・押印をお願いいたします。

特別複写許可申請書

No _____

年 月 日

国立国会図書館長殿

下記の条件に異存ありませんので、特別複写の許可をお願いいたします。

記

1. この申請書に記載した使用目的以外に使用しないこと。
2. 申請者は、マイクロフィルムに撮影する場合には、ネガ・フィルムを国立国会図書館に寄贈すること。
3. 複写に伴い資料の解体、修復、再製本等を必要とする場合には、その経費は、申請者が負担すること。
4. 国立国会図書館の許可なくして複写物を譲渡し、又は複製して利用しないこと。
5. その他

氏名又は
機関名・責任者名

印

住所又は所在地

電話

1. 複写資料名
及び請求記号

2. 複写物の使用目的

3. 複写物の種類及び部数

4. その他

【参考】 国立国会図書館資料利用規則 抜粋

第38条 次の各号に掲げる複写を申し込もうとする者は、第34条又は前条に規定する複写の申込みの手續に加えて、特別複写許可申請書（様式第4）を提出し、許可を受けなければならない。

- 一 貴重書又は準貴重書の複写
 - 二 資料の解体、修復、再製本等が必要となる複写
 - 三 前2号に掲げるもののほか、特別の取扱いを必要とする資料の複写
 - 四 第31条第2項第1号から第3号までの複写
- 2 館長は、第31条第2項第2号ロの複写を申し込もうとする者に対し、前項の規定による申込みの際に、その身分を証明するに足り書類の提示又は提出を求めることができる。
- 3 第31条第2項第3号の複写を申し込もうとする者は、第1項の規定による申込みの際に、著作権者等の許諾書を併せて提出しなければならない。
- 4 第1項の許可をしたときは、次の各号に掲げる条件その他必要な条件を記載した特別複写許可書を申請者に交付し、又は送付する。
- 一 マイクロフィルムに撮影する場合には、ネガ・フィルムを館に寄贈すること。
 - 二 複写に伴い資料の解体、修復、再製本等を必要とする場合には、その経費は、申請者が負担すること。
 - 三 館の許可なくして複写物を譲渡し、又は複製して利用しないこと。

第31条 （略）

2 前項のほか、複写は、資料を用いて、次の各号に掲げる場合に行うことができる。

- 一 （略）
- 二 著作権者の利益を不当に害しない範囲で、次に掲げる目的のために必要と認められる限度で行う場合
 - イ 裁判手續（行政庁が行う審判その他裁判に準ずる手續を含む。）
 - ロ 立法又は行政の目的（複写物を内部資料とする場合に限る。）
 - ハ 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手續
 - ニ 行政庁若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の行う薬事（医療機器（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する医療機器をいう。）に関する事項を含む。以下同じ。）に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手續
- 三 利用者が複写に係る許諾を著作権者等から得た著作物について、その許諾の範囲内で行う場合